

## パブリックコメントに係る新旧対照表

修正後	修正前																						
<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置</p> <p><b>9 市民・事業所等のとるべき措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 民</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、<u>各々で実施可能な災害に対する備えに努めること。</u></li> <li>2 <u>平時から災害時の通報先の確認に努めること。</u></li> <li>3 <u>地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めること。</u></li> <li>4 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>5 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の企業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>民間団体及びボランティア団体</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めること。</u></li> <li>2 <u>市及び防災関係機関と連携した、防災訓練等の実施に努めること。</u></li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	とるべき措置	市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、<u>各々で実施可能な災害に対する備えに努めること。</u></li> <li>2 <u>平時から災害時の通報先の確認に努めること。</u></li> <li>3 <u>地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めること。</u></li> <li>4 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>5 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol>	防災上重要な施設の管理者	(略)	その他の企業	(略)	自主防災組織	(略)	民間団体及びボランティア団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めること。</u></li> <li>2 <u>市及び防災関係機関と連携した、防災訓練等の実施に努めること。</u></li> </ol>	<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置</p> <p><b>9 市民・事業所等のとるべき措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 民</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に向けて相互に協力するとともに、各々で実施可能な対策を講じること。</li> <li>2 <u>自主防災組織等が行う防災事業に協力するよう努めること。</u></li> <li>3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>4 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の企業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	とるべき措置	市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に向けて相互に協力するとともに、各々で実施可能な対策を講じること。</li> <li>2 <u>自主防災組織等が行う防災事業に協力するよう努めること。</u></li> <li>3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>4 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol>	防災上重要な施設の管理者	(略)	その他の企業	(略)	自主防災組織	(略)
区 分	とるべき措置																						
市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、<u>各々で実施可能な災害に対する備えに努めること。</u></li> <li>2 <u>平時から災害時の通報先の確認に努めること。</u></li> <li>3 <u>地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めること。</u></li> <li>4 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>5 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol>																						
防災上重要な施設の管理者	(略)																						
その他の企業	(略)																						
自主防災組織	(略)																						
民間団体及びボランティア団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めること。</u></li> <li>2 <u>市及び防災関係機関と連携した、防災訓練等の実施に努めること。</u></li> </ol>																						
区 分	とるべき措置																						
市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災に向けて相互に協力するとともに、各々で実施可能な対策を講じること。</li> <li>2 <u>自主防災組織等が行う防災事業に協力するよう努めること。</u></li> <li>3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</li> <li>4 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</li> </ol>																						
防災上重要な施設の管理者	(略)																						
その他の企業	(略)																						
自主防災組織	(略)																						
<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発 第1項 市の役割</p> <p><b>2 小・中学生児童生徒に対する教育（学校教育課）</b></p> <p>市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発 第1項 市の役割</p> <p><b>2 小・中学生児童生徒に対する教育（学校教育課）</b></p> <p>市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。</p>																						

<p>(1) 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。</p> <p>(2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた<u>指導・訓練</u>を行う。</p> <p>(3) 中学校生徒を対象に、応急手当方法の習得のための<u>指導・訓練</u>を行う。</p> <p><b>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局）</b> （略）</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策  <u>ア</u> 災害時に備えた家庭内の連絡体制の確認  <u>イ</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄  <u>ウ</u> 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  <u>エ</u> 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知  <u>オ</u> 消火器の普及</p> <p>(2) 率先避難者としての心得</p> <p>(3) 避難場所での行動</p> <p><u>(4)</u> その他  ア～ケ （略）</p>	<p>(1) 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。</p> <p>(2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた<u>指導</u>を行う。</p> <p>(3) 中学校生徒を対象に、応急手当方法の習得のための<u>指導</u>を行う。</p> <p><b>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局）</b> （略）</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策  <u>ア</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄  <u>イ</u> 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  <u>ウ</u> 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知  <u>エ</u> 消火器の普及</p> <p>(2) 率先避難者としての心得</p> <p>(3) 避難場所での行動</p> <p>(4) <u>災害時の家庭内の連絡体制の確保</u></p> <p><u>(5)</u> その他  ア～ケ （略）</p>
<p>第4編 災害応急計画Ⅱ（共通事項編）  第11章 災害ボランティア活動支援計画  第1節 災害ボランティアセンターの開設  第2項 災害ボランティアセンターの業務</p> <p>センターは、市災対本部と情報交換を図りながら以下の業務を行う。</p> <p>(1) 災害ボランティアの<u>登録</u>、参加要請及び派遣、コーディネート  (2)～(6) （略）</p>	<p>第4編 災害応急計画Ⅱ（共通事項編）  第11章 災害ボランティア活動支援計画  第1節 災害ボランティアセンターの開設  第2項 災害ボランティアセンターの業務</p> <p>センターは、市災対本部と情報交換を図りながら以下の業務を行う。</p> <p>(1) 災害ボランティアの<u>要請</u>及び派遣、コーディネート  (2)～(6) （略）</p>